

災害時動物救護マニュアル

大地震などの災害が起こったら、まずは自分自身と家族の安全を確保しましょう。ペットの命を守るのは飼い主のあなた自身です、飼い主が無事でないとペットを守ることはできません。

もし、避難が必要になった場合は、ペットも一緒に避難することになります。しかし、避難所には動物が苦手な人や動物アレルギーの人、他の動物などとの共同生活になります。

家族とペットが安全に避難し、避難所でペットが他の避難者の方からあたたかく受け入れていただくために、どのような準備が必要か考えてみましょう。



江戸川区



1. 災害が発生したら

～同行避難が原則です～

日頃から、災害時のあなたの地域の避難所(小・中学校など)と避難場所(江戸川河川敷や荒川河川敷など)を覚えておきましょう。

動物は本能で安全な場所に逃げると考えるのは間違いです。ペットは世話をしてくれる人がいないと生きていけません。

災害時にペットを置き去りにしたり、むやみに放したりしないでください。後で連れに戻ろうとして二次災害に遭ったり、街に放れたペットが人に被害をおよぼすことがあります。

避難しなくてはならない状況になったら、ペットと離れ離れにならないようキャリーバッグやケージに入れて同行避難してください。



避難所に同行できるペットは犬、猫、小動物(小鳥や小型げっ歯類など)です。

それ以外の動物を飼われている方は、一時的に預かってもらえる友人や親戚等を探しておきましょう。また、同行できる動物であっても極端に吠えたり、人を咬んだりして避難所を出なければならなくなる場合があります。日頃からのしつけが大切です。



災害時の安全確保

【飼い主】

大きな揺れを感じたり、緊急地震速報を受けたら、ガラスや家具から離れ、丈夫なテーブルや机の下に身を隠すなど安全を確保し、揺れがおさまるまで待ちましょう。揺れがおさまってきたら、火の始末をしましょう。避難の時は、ブレーカー、ガスの元栓も切っておきましょう。

家族やペットの身の安全を確認し、災害情報、避難情報を入手しましょう。ドアを開けるなどして、避難可能な出口の確保もしましょう。

【ペット】

飼い主の気持ちはペットに伝わります。飼い主が落ち着いて、ペットを不安にさせないように努めましょう。

首輪やリードを付け、ケージやキャリーバッグに入れましょう。

* 住まいを災害に強くすることは、飼い主だけではなく一緒に住んでいるペットの安全にもつながります。家具は倒れたり落下しないように固定し、ガラスには飛散防止フィルムを貼るなどの対策をしましょう。

* とっさの時に行動できるよう、家族でペットも含めた避難訓練をしましょう。

2.日頃からの大切な備え:飼育の基本

(1)ペットの防災用品

災害時には、ペット用品も手に入りにくくなります。避難所では、人に対する準備はすすめていますが、ペットに対する備えは飼い主の責任でそろえることになります。

下記のチェックリストを参考に、ペットの命や健康に関わるものを最優先に、日頃から準備しましょう。また、すぐに持ち出せる場所に保管しておくことも大切です。

〈チェックリスト〉

| | |
|--|---|
| | ペットフード(最低3日分、できれば5日分以上) |
| | 水(最低3日分、できれば5日分以上) |
| | キャリーバッグ、ケージなど運搬具 |
| | トイレ用品(ペットシート、フン袋、猫砂、新聞紙、ウエットティッシュ等) |
| | 首輪、リード、ハーネスなど繫留具、迷子札(犬の場合、鑑札と注射済票) |
| | 食器(フード・水用) |
| | 常備薬、療法食、救急用品 |
| | 健康記録やペット手帳(飼い犬鑑札やマイクロチップの番号を控えたもの、予防接種や病歴の記録) |
| | ペットの写真(迷子の時などに必要) |
| | ペットの愛用品(おもちゃや敷物など) |



他にも用意しておくとい物として、タオル類、ポリ袋、ガムテープ。その他、ペットの特性に合わせた用品を準備しましょう。

〈ペットの記録(いざという時のために記録しておきましょう)〉

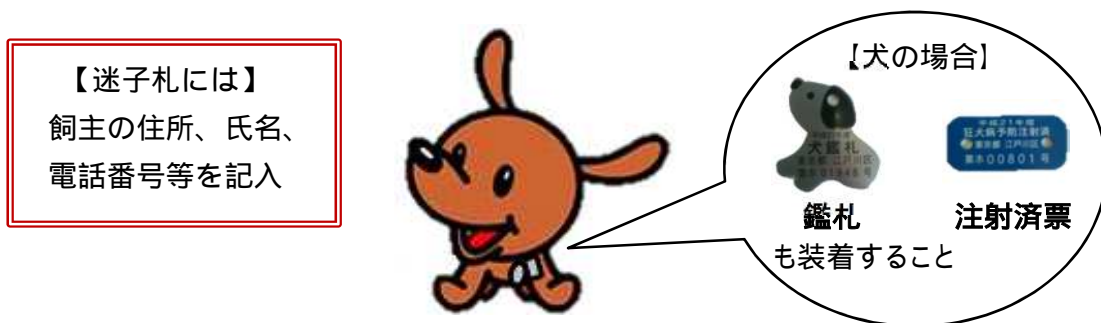
| | | | | | |
|------------|--------|-------|-----|--------------|---------|
| 名前 | | | | 動物種 | 犬・猫・() |
| 性別 | オス・メス | 去勢・避妊 | 済・未 | 生年月日 | 年 月 日 |
| 品種 | | | | 毛色 | |
| 鑑札番号(犬) | 年度 第 号 | | | マイクロチップ番号 | |
| 特徴 | | | | | |
| かかりつけの動物病院 | | | | 服用している薬・療法食等 | |
| | | | | | |

(2)身元表示

突然の災害でペットが驚いて逃げてしまったり、飼い主の不在時に災害が発生したりして、ペットと離れ離れになってしまった場合に備え、飼い主の特定ができる迷子札(犬の場合は鑑札と狂犬病注射済票も)をつけておきましょう。

また、マイクロチップは体内に埋め込むので半永久的に個体識別が可能となります。(マイクロチップは犬猫だけでなく、その他の動物にも装着できます)

身元表示は、ペットの救援を行う側にとっても重要な情報となります。



(3)健康管理

普段から体を清潔に保ち、定期的にノミや外部寄生虫の駆除、狂犬病予防注射(犬)、その他ワクチン接種をおこなしましょう。不妊去勢手術を受けていれば、避難所で他の動物とのトラブルも防止できます。

避難所では、見ず知らずの人や他のペットとの接触が想定されます。日頃からペットの健康を保つようにしましょう。ペットのためだけでなく、周囲の人たちに安心感を与えることができます。

- ・ ノミやダニの予防をする。
- ・ 各種ワクチンを接種する。
- ・ 犬は年に1回、狂犬病予防注射を受ける。
- ・ 定期的にシャンプーをし、体を清潔に保つ。



(4)しつけ

いざという時に飼い主がきちんとペットをコントロールできるよう、基本的なしつけをしておきましょう。緊急時に迅速に避難でき、避難所でもトラブルを避けることができます。

また、避難所では見知らぬ環境や人に困まれストレスから思わぬ行動をすることもあります。狭いケージでもストレスをあまり感じずに生活できるよう、普段から家族以外の人や動物にふれあう社会化トレーニングをしておくことも大切です。飼い主も近所の方や他の飼い主とコミュニケーションを取り、協力し合える環境を作っておきましょう。

避難所では、飼い主同士で協力して動物の管理をすることになります（詳細は5～6ページ参照）。

全く知らない方と、災害時・避難所という特殊な状況下で、いちからコミュニケーションを図るのは大変です。日頃から地域で、公園で、動物病院の待合室で、ペットの仲間づくりを進めておきましょう。この仲間は平時にはもちろん、災害時においても、きっと飼い主さんの心強い味方となってくれるはずです。

<犬の場合>

「待て」「伏せ」「おいで」などの基本的な号令に従う。

ケージやキャリーバッグに嫌がらずに入る。中で長い時間過ごせる。

無駄吠えしない。

トイレは決められた場所です。

他人や他の動物をこわがったり、攻撃的にならない。



<猫の場合>

ケージやキャリーバッグに嫌がらずに入る。中で長い時間過ごせる。

トイレは決められた場所です。（猫用トイレで排泄できる）

他人や他の動物をこわがらない。



～キャリーバッグに慣れさせるコツ～

動物病院に連れて行くなど、ペットにとって嫌な時にだけ入れると、入ることを拒絶するようになってしまいます。中でおやつを食べさせたり、オモチャを隠して探させるなど好きな事・楽しい事をさせたり、普段から部屋の中に置いておく（寒い時期は中に敷物を引いたり）ペットが自分から寝場所として使用したり、中に入ることが安心だと思えるように慣らせます。

3.大災害に直面したとき

(1)避難所の生活

原則として、避難者が生活するスペースとペットの飼育スペースは完全に分けて用意します。ペットはケージに入れたり、繋ぎ留めにより飼育します。居室へのペットの持ち込みはできません。

給餌や排泄物処理など避難所でのペットの世話は飼い主自身が行います。飼育環境を清潔に保つようにしましょう。人と同じく、動物も不安やストレスがたまりますから、いつも以上に体調に気を配ってあげましょう。

避難所には、動物の嫌い・苦手な人やアレルギーを持った人などがいることに配慮し、不安感や不快感を与えないように注意し、動物が受け入れられやすい環境づくりを心掛けましょう。

避難所に集まった飼い主同士でグループを作り、協力し合うことが大切です。

飼い主グループの役割

- ・避難所ペット登録台帳を作成する。
- ・共同でペットの飼育や、飼育環境の清掃を行う。
- ・避難所内のペットによる苦情や相談に対応する。
- ・避難所の飼育ルールを掲示して、飼い主に周知をする。
- ・飼い主が世話をできないペットや飼い主不明の動物の世話をする。 など



飼い主不明の動物が保護された場合は、動物愛護相談センターや動物救援本部に収容されます。しかし、災害発生直後で動物をすぐに移送できない場合は、避難所で一時的に保護することが考えられます。また、同行避難動物でも、飼い主が高齢者であったり、病気やケガにより飼い主自身で世話ができないことも想定されます。これらの動物の世話も、飼い主グループで助け合って行います。

【江戸川区の災害時のペット受け入れ態勢について】

江戸川区は区立小・中学校を一次避難所としており、そのすべての避難所でペット同行避難が可能です。なお、避難先では飼養者の自己管理が原則です。また、建物内にペットを入れることは原則禁止となっており、避難所敷地内の空きスペースをペットの避難場所として指定することになります。

避難所には動物を苦手とする人をはじめ、様々な人が避難していますので、避難生活のルールを作って秩序のある共同生活を心掛けましょう。

江戸川区の防災対策について、詳しくはWEBをご覧ください

- ・江戸川区地域防災計画 http://www.city.edogawa.tokyo.jp/bousai/koujo/n_bousaieikaku.html
- ・江戸川区避難所開設・運営マニュアル
<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/bousai/kyoujo/kunren/gakkouhinan.html>

● 飼い主グループの立ち上げ・運営 ●

避難所開設後、できるだけ早く動物救護活動を開始する必要があります。
最初は、動物を連れてきた避難者(飼い主)を集めることから始めます。

台帳を作成し、飼い主への飼育ルールの徹底をする。

- (1) 同行避難した飼い主は、避難所にある「避難所ペット登録台帳」(江戸川区避難所開設・運営マニュアル 46 ページ)に記入する。
- (2) 避難所での動物飼育のルール(屋外の専用スペースでの飼育、居室の持ち込み禁止)を説明、飼育ルールに従うことの同意と飼い主グループへの参加の同意を得る。

飼い主グループから、責任者を選出する。

共同作業の進行管理、連絡調整等を行う責任者を選出します。
責任者は、『衛生班』に所属します。

『衛生班』とは：
避難所内で避難者が運営する活動班の一つで、ゴミ・トイレ・清掃・衛生管理に関することを担当します。
(避難所開設・運営マニュアル 29 ページ)

責任者は、以下の役割を担います。

- (1) 区との連絡
定期的に飼育動物や保護動物の数・状況の報告、不足物資の補充要請等を連絡する。
また、区から動物用物品の補給や動物救護ボランティアの派遣、獣医師巡回日程等の情報が入ったら、避難所内に伝達する。
- (2) 下記作業班の役割を円滑にするため、作業者のローテーションの作成などの調整を行う。
- (3) 同行動物によるトラブルの解決に努める。

責任者以外の飼い主グループは、以下の3つの作業班に分かれます。

1 飼育場所の設営・管理班

人と動物の生活空間を完全に分離する。飼育場所を明示し、ペット用トイレの場所も作る。飼育場所に屋根がない場合はブルーシート等で雨よけを作る。

飼育場所の衛生状態の点検や周辺の清掃等を定期的におこなう。

2 避難動物の管理・世話班

同行避難した動物の飼育は飼い主の責任です。

一定期間毎に「避難所ペット台帳」に登録された動物数の集計・把握をする。

飼育ルールを避難所内に掲示、周知する。他の避難者と同行動物によるトラブルが発生した際は、責任者とともに解決に努める。

3 飼い主不明動物の保護班

避難所に持ち込まれた飼い主不明の動物について、飼い主が現れるか、保護施設に移送されるまでの間、世話をする。

「保護動物台帳」を作成し、動物の状況・特徴を記録、飼い主探しに努める。引取・移送等の情報も記入し、随時、保護動物数を集計・把握する。

各班の作業は、班内の飼い主で分担しておこなう。

(2) ペットが迷子になってしまったら

どんなに準備していても、ペットが災害時に驚き逸走したり、同行避難中にはぐれたりして行方不明になってしまうことも想定されます。

首輪が外れてしまったり、迷子札を着けていても飼い主が自宅以外に避難して連絡がとれないことも考えられるでしょう。飼い主さん自身の身の安全が確保できたら、ペットを探して下さい。

飼い主不明のペットは保護されて以下の場所に収容されている可能性があります。

お近くの避難所(時間が経つと か に移送されます)

災害時に設置される「動物救援本部」

東京都動物愛護相談センター

最寄りの動物病院や民家、動物愛護団体 など

情報は区の保健所で集約しますので、動物管理係(本ページ下部の青枠内)にご連絡ください。失踪情報を受け付け、各施設の保護情報と照合し、飼い主へお伝えします。

ペットの写真があると、搜索の手がかりとなります。複数枚、準備しておきましょう。

【江戸川区の被災動物の保護態勢について】

区は、江戸川区獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定」を結び、協力して以下の救護活動を行います。

- ・ 負傷した動物の応急処置
- ・ 医薬品、ペットフード、ケージ等、業務必要な物資の提供および調達の協力
- ・ 避難所における公衆衛生の管理および指導の協力
- ・ 動物救護所の設置

被災動物の保護は、東京都獣医師会、動物関係団体等が設置運営する「動物救援本部」が中心となって行います。動物救援本部は、区に対し、動物愛護相談センターの協力のもと、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送するとともに、区からの要請に応じて避難所等における動物医療に携わります。

発行 平成 28 年 1 月 < 第一版 >

担当 江戸川保健所生活衛生課 動物管理係

電話 03 - 3658 - 3177

東小岩3 - 23 - 3 (小岩健康サポートセンター内)